

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第28期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社エフティコミュニケーションズ

【英訳名】 F T COMMUNICATIONS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平崎敏之

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 社長室長 山本博之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 社長室長 山本博之

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第27期 第1四半期 連結累計期間 | | 第28期 第1四半期 連結累計期間 | | 第27期 | |
|------------------------------------|------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------|-------------------------|
| | | 自 至 | 平成23年4月1日 平成23年6月30日 | 自 至 | 平成24年4月1日 平成24年6月30日 | 自 至 | 平成23年3月31日 平成24年4月1日 |
| 売上高 | (千円) | | 10,863,980 | | 10,885,363 | | 44,402,410 |
| 経常利益 | (千円) | | 103,615 | | 781,700 | | 1,394,545 |
| 四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() | (千円) | | 13,354 | | 428,554 | | 902,578 |
| 四半期包括利益又は包括利益 | (千円) | | 998 | | 433,470 | | 983,057 |
| 純資産額 | (千円) | | 4,433,939 | | 5,630,391 | | 5,290,176 |
| 総資産額 | (千円) | | 17,604,438 | | 17,626,044 | | 17,739,148 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額() | (円) | | 123.92 | | 3,963.03 | | 8,367.98 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 | (円) | | - | | 3,863.78 | | 8,189.84 |
| 自己資本比率 | (%) | | 19.3 | | 26.1 | | 24.1 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第27期第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災からの復興需要に伴う公共投資の増加ならびにエコカー補助金制度等の後押しを受けた底堅い個人消費等に支えられ、緩やかながらも持ち直しつつありますが、欧州の債務危機問題や電力供給の制限等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報通信業界は、光ファイバー回線によるブロードバンド化の着実な進展、スマートフォンやタブレット型端末の需要増大、高速無線通信（WiMAX、LTE等）の普及、SNS等インターネットを基盤とするコミュニケーションスタイルの変化等があり、大きな変革期にあると考えられます。

中小企業及び個人事業主では、東日本大震災以後の景気の先行き不透明等を理由とした設備投資の抑制や販売事業者間による競争激化等があり、また一般消費者では、光ファイバー回線の普及率に飽和傾向が見られる等、当社グループを取り巻く環境は予断を許さない状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、コア事業でありますビジネスホン・OA機器等情報通信機器販売に引き続き注力するとともに、当社グループが運営するISP及び定額保守サービス販売を中心としたストック型収益の積み上げ、LED照明レンタル販売を中心とした環境関連商材の販売強化、及び新卒新入社員の早期戦力化のための集合研修等に注力しました。

以上により、当第1四半期連結累計期間の当社グループの売上高は、前年同四半期の10,863百万円から0.2%増加し、10,885百万円となりました。

また、引き続き実施しているコストコントロール等により収益改善が図れ、営業利益は前年同四半期の109百万円から593.5%増加し、762百万円となりました。経常利益は前年同四半期の103百万円から654.4%増加し、781百万円、四半期純利益は428百万円（前年同四半期は13百万円の損失）となりました。

なお、各セグメントにおける業績は、下記のとおりであります。

(法人事業)

法人向け販売におきましては、引き続きビジネスホン等の通信機器及び複合機等のOA機器の販売強化並びにパートナー企業の開拓に注力しました。平成23年8月より本格参入しましたLED照明レンタル販売におきましては、平成24年3月30日付にて株式会社電通ワークスよりLED照明に関する事業を譲受けたことにより、たな卸資産は増加しましたが、仕入原価の低減が図れ、当社グループの収益向上に貢献いたしました。

WEB商材販売及びISP事業におきましては、WEB制作サービス及びISPの販売に引き続き注力するとともに、新商材であるソーシャルメディア関連の法人向けサービスの販売を強化しました。

電気通信設備工事・保守におきましては、当社グループ内の工事・保守業務の効率化を推進するとともに、当社グループ外の電気通信工事案件の受注に努めました。

以上により、売上高は前年同四半期の5,215百万円から6.0%減少し、4,900百万円となり、セグメント利益は、前年同四半期の184百万円から255.5%増加し、657百万円となりました。

(コンシューマ事業)

光ファイバー回線サービス及びISPの一般消費者向け販売におきましては、光ファイバー回線の普及率の上げ止まりによる飽和傾向の中、光ファイバー回線サービスの獲得数自体は減少しつつありますが、前期からの将来を見据えたストック収益の積み上げ戦略が利益面において徐々に功を奏しつつあります。

ドコモショップにおきましては、前期に実施した戦略的出店ならびに最近需要が高まっているスマートフォン及びタブレット型端末の拡販に努めた結果、ドコモショップ全体としての販売数は堅調に推移しました。

以上により、売上高は前年同四半期の859百万円から28.3%増加し、1,102百万円となり、セグメント利益は、前年同四半期の96百万円の損失から197百万円増加し、100百万円となりました。

(マーケティングサプライ事業)

マーケティングサプライ品(プリンタ印字廻りの消耗品)は、節電・節約志向の定着によるプリンタ稼働率の低下や一部安価なりサイクル商品への消費の広がり等により売上高が伸び悩む中、利益率改善のため安価販売を極力抑える等、収益の確保に努めました。

一方、太陽光発電システムやLED照明等の環境関連商材は、節電対策として注目が集まったこと等により、販売が好調に推移しました。

その他、ファシリティ、ラベリング、ファニチャー関連商材の販売も順調に推移しました。

以上により、売上高は前年同四半期の4,845百万円から2.9%増加し、4,987百万円となり、セグメント利益は、前年同四半期の63百万円から33.4%減少し、42百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間の総資産は、前連結会計年度に比べ113百万円減少し、17,626百万円となりました。これは、受取手形及び売掛金が550百万円減少したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間の負債は、前連結会計年度に比べ453百万円減少し、11,995百万円となりました。これは、短期借入金184百万円、未払法人税等258百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が948百万円減少したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間の純資産は、前連結会計年度末に比べ340百万円増加し、5,630百万円となりました。これは、利益剰余金が320百万円増加したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、法人事業については、営業部門における新卒者の採用を行ったことにより、前連結会計年度末に比べ86名増加しております。なお、従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、法人事業の仕入が著しく減少し、コンシューマ事業の販売実績が著しく増加しております。

仕入実績について

法人事業の仕入が著しく減少した要因としましては、主にLEDの製造受託販売が減少したこと、及びLED事業の譲受等の影響によるものであり、前年同四半期と比べて2,648百万円減少し、1,422百万円となりました。

販売実績について

コンシューマ事業の販売が著しく増加した要因としましては、主にドコモショップによる販売が好調であったこと、及びストック収益が徐々に積み上がったこと等の影響によるものであり、前年同四半期と比べて243百万円増加し、1,102百万円となりました。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備に著しい異動はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 230,000 |
| 計 | 230,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成24年8月10日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 普通株式 | 110,140 | 110,140 | 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) | 単元株式制を採用しておりませ ん。 |
| 計 | 110,140 | 110,140 | | |

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成24年5月18日の当社取締役会決議に基づき発行した新株予約権(第10回新株予約権)

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年5月18日 |
| 新株予約権の数(個) | 1,050 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,050 (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1 (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年6月5日～平成44年6月4日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 18,735 資本組入額 9,368 (注)3 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

- (注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。新株予約権を割当する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当の場合は、当該株式分割または株式無償割当の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認め付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と、付与日における公正な評価単価18,734円を合算しております。

- 4 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (3) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

- 5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を助案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

下記(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。

- 6 新株予約権の取得条項

以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成24年4月1日～ 平成24年6月30日 | 120 | 110,140 | 1,754 | 1,166,496 | 1,754 | 1,095,599 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 1,947 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 108,073 | 108,073 | |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 110,020 | | |
| 総株主の議決権 | | 108,073 | |

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社エフティ コミュニケーションズ | 東京都中央区 日本橋蛸殻町 二丁目13番6号 | 1,947 | | 1,947 | 1.77 |
| 計 | | 1,947 | | 1,947 | 1.77 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成24年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 3,365,555 | 4,464,501 |
| 受取手形及び売掛金 | ¹ 6,154,352 | ¹ 5,603,997 |
| 商品 | 4,412,001 | 4,078,518 |
| 原材料及び貯蔵品 | 26,878 | 23,065 |
| その他 | 1,533,935 | 1,157,356 |
| 貸倒引当金 | 275,650 | 217,326 |
| 流動資産合計 | 15,217,072 | 15,110,112 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1,172,968 | 1,192,113 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 54,788 | 49,907 |
| その他 | 134,502 | 142,015 |
| 無形固定資産合計 | 189,291 | 191,923 |
| 投資その他の資産 | | |
| その他 | 1,227,348 | 1,198,932 |
| 貸倒引当金 | 67,531 | 67,036 |
| 投資その他の資産合計 | 1,159,817 | 1,131,895 |
| 固定資産合計 | 2,522,076 | 2,515,931 |
| 資産合計 | 17,739,148 | 17,626,044 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | ¹ 4,071,673 | ¹ 3,122,769 |
| 短期借入金 | 3,450,500 | 3,635,400 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 561,532 | 531,804 |
| 1年内償還予定の社債 | 20,000 | 20,000 |
| 未払法人税等 | 348,529 | 607,349 |
| 賞与引当金 | 217,014 | 148,112 |
| 返品調整引当金 | 16,386 | 31,904 |
| 移転損失引当金 | 33,144 | 8,183 |
| 役員賞与引当金 | 20,000 | - |
| 営業外支払手形 | 630,000 | ¹ 630,000 |
| その他 | 1,904,073 | 2,161,515 |
| 流動負債合計 | 11,272,853 | 10,897,040 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 80,000 | 70,000 |
| 長期借入金 | 897,068 | 780,659 |
| 退職給付引当金 | 37,270 | 38,929 |
| その他 | 161,780 | 209,023 |

| | 前連結会計年度 (平成24年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 固定負債合計 | 1,176,118 | 1,098,612 |
| 負債合計 | 12,448,972 | 11,995,652 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,164,742 | 1,166,496 |
| 資本剰余金 | 1,093,844 | 1,095,599 |
| 利益剰余金 | 2,366,147 | 2,686,628 |
| 自己株式 | 330,036 | 330,036 |
| 株主資本合計 | 4,294,698 | 4,618,688 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 2,875 | 486 |
| 繰延ヘッジ損益 | 3,042 | 4,977 |
| 為替換算調整勘定 | 6,782 | 8,879 |
| その他の包括利益累計額合計 | 12,700 | 13,370 |
| 新株予約権 | 52,386 | 61,123 |
| 少数株主持分 | 955,791 | 963,949 |
| 純資産合計 | 5,290,176 | 5,630,391 |
| 負債純資産合計 | 17,739,148 | 17,626,044 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) |
|-------------------|---|---|
| 売上高 | 10,863,980 | 10,885,363 |
| 売上原価 | 7,909,726 | 7,312,603 |
| 売上総利益 | 2,954,254 | 3,572,759 |
| 返品調整引当金繰入額 | 11,940 | 15,518 |
| 差引売上総利益 | 2,942,314 | 3,557,240 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,832,337 | 2,794,560 |
| 営業利益 | 109,976 | 762,680 |
| 営業外収益 | | |
| 受取ロイヤリティー | 8,581 | 17,235 |
| 助成金収入 | 5,244 | 7,732 |
| その他 | 10,858 | 13,860 |
| 営業外収益合計 | 24,683 | 38,828 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 25,582 | 16,463 |
| 為替差損 | 530 | - |
| 持分法による投資損失 | - | 2,348 |
| その他 | 4,932 | 997 |
| 営業外費用合計 | 31,045 | 19,809 |
| 経常利益 | 103,615 | 781,700 |
| 特別利益 | | |
| 負ののれん発生益 | 17,694 | - |
| その他 | 721 | - |
| 特別利益合計 | 18,415 | - |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 16 | 28,244 |
| 移転損失引当金繰入額 | 9,382 | - |
| その他 | - | 205 |
| 特別損失合計 | 9,398 | 28,449 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 112,632 | 753,250 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 39,951 | 264,608 |
| 法人税等調整額 | 59,564 | 51,162 |
| 法人税等合計 | 99,515 | 315,771 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 13,116 | 437,479 |
| 少数株主利益 | 26,471 | 8,924 |
| 四半期純利益又は四半期純損失() | 13,354 | 428,554 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) |
|------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 13,116 | 437,479 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 13,586 | 3,349 |
| 繰延ヘッジ損益 | 1,305 | 3,530 |
| 為替換算調整勘定 | 1,369 | 3,828 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 465 | - |
| その他の包括利益合計 | 14,115 | 4,008 |
| 四半期包括利益 | 998 | 433,470 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 27,117 | 427,884 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 26,118 | 5,585 |

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) |
|--|
| 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社アントレプレナーが株式会社プロパーの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。 |

【会計方針の変更等】

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) |
|--|
| (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 四半期連結会計期間末日満期手形については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

| | 前連結会計年度 (平成24年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) |
|---------|-------------------------|------------------------------|
| 受取手形 | 5,275千円 | 6,053千円 |
| 支払手形 | 131,624千円 | 125,351千円 |
| 営業外支払手形 | | 630,000千円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) |
|----------|---|---|
| 減価償却費 | 39,305千円 | 34,151千円 |
| のれんの償却額 | 37,005千円 | 8,594千円 |
| 負ののれん償却額 | 980千円 | 980千円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成23年5月20日 定時取締役会 | 普通株式 | 107,753 | 1,000 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成24年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 108,073 | 1,000 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月29日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-----------------------|-----------|--------------|-----------------------|------------|-------------|-------------------------------|
| | 法人事業 | コンシューマ 事業 | マーケティング サプライ 事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 5,205,203 | 859,094 | 4,799,682 | 10,863,980 | | 10,863,980 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 10,321 | 183 | 46,143 | 56,648 | 56,648 | |
| 計 | 5,215,525 | 859,277 | 4,845,826 | 10,920,629 | 56,648 | 10,863,980 |
| セグメント利益又は損失() | 184,962 | 96,783 | 63,236 | 151,416 | 41,439 | 109,976 |

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 41,439千円には、セグメント間取引消去185千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 41,624千円が含まれております。なお、全社費用は主に提出会社の社長室、財務経理部及び人事総務部等管理部門にかかる費用です。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-----------------------|-----------|--------------|-----------------------|------------|-------------|-------------------------------|
| | 法人事業 | コンシューマ 事業 | マーケティングサ プライ 事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 4,887,819 | 1,042,577 | 4,954,966 | 10,885,363 | | 10,885,363 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 13,160 | 60,248 | 32,927 | 106,336 | 106,336 | |
| 計 | 4,900,979 | 1,102,826 | 4,987,894 | 10,991,699 | 106,336 | 10,885,363 |
| セグメント利益 | 657,596 | 100,880 | 42,107 | 800,584 | 37,904 | 762,680 |

(注)1 セグメント利益の調整額 37,904千円には、セグメント間取引消去619千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 38,523千円が含まれております。なお、全社費用は主に提出会社の社長室、財務経理部及び人事総務部等管理部門にかかる費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) |
|---|---|---|
| (1) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額() | 123円92銭 | 3,963円03銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円) | 13,354 | 428,554 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(千円) | 13,354 | 428,554 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 107,767 | 108,138 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | 3,863円78銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益調整額(千円) | | |
| 普通株式増加数(株) | | 2,778 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | | 平成24年5月18日取締役会決議 第10回ストック・オプション (新株予約権 1,050個) 普通株式 1,050株 |

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社及び当社連結子会社であるハイブリッド・サービス株式会社は、株式会社ナユタから、主位的請求として、株式会社トータルテクノの同社に対する売買代金債務への連帯保証の履行、ならびに予備的請求として契約準備段階の信義則上の注意義務違反による不法行為責任に基づく損害賠償等の支払を求める訴訟が東京地方裁判所に提起されました。本訴訟において、平成24年7月19日に判決の言渡しがあり、主位的請求の主張は退けられましたが、予備的請求は一部認容され、当社及びハイブリッド・サービス株式会社に対して連帯して52,888千円及び平成21年7月1日から支払済までの年5%の金員を支払うよう命ぜられました。

当社及びハイブリッド・サービス株式会社としましては、当該判決には事実誤認等があり、到底承服できるものではなく、控訴審を通じて当該判決の是正を求める方針であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

株式会社エフティコミュニケーションズ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 杉 田 純 印

代表社員
業務執行社員

公認会計士 山 本 公 太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフティコミュニケーションズの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズ及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。